

入学料徴収猶予に係る申請書類の記入方法

(1) 入学料徴収猶予申請書（様式：ホームページよりダウンロード）

- ① 本人・保証人：必ず本人・保証人ともに自筆の署名に限ります。
- ② 申請日：入学手続きの日
- ③ 「徴収猶予を受けたい理由」及び「徴収猶予を受けたい期日」を含めて記入してください。

※1 高等教育の修学支援新制度における支援区分が第Ⅰ区分、多子世帯（全額免除）以外の場合、指定された期日以内に入学料を納付しないと除籍となりますが、この場合に入学料の徴収猶予を希望する者は必ず入学料徴収猶予を申請してください。

※2 在学採用申請予定者で、入学料徴収猶予を申請する場合、「徴収猶予を受けたい期日」は、「12月末日まで」か「2月末日まで」を選んでください。

※3 ホームページに記載の対象者の基準に合致しない者は、入学料徴収猶予が許可されませんので留意してください。

徴収猶予を受けたい理由：入学料納付が困難な理由及び現状を申請者本人が詳細に記入してください。（ローンの返済等による経済困難は理由になりません。）

(2) 生計状況調査書（様式：ホームページよりダウンロード）

- ① 「家族状況」欄の氏名等は、同居・別居を問わず申請者と同一世帯に属する家族全員を記入してください。（就職等により、別居独立して生計を営む兄弟姉妹や祖父母等は記入する必要はありません）「申請者」欄並びに「家族状況」欄の氏名、学生との続柄、年齢、職業 を記入した上で提出してください。
- ② 「家族状況」欄に記入した家族全員分（収入のない者も必要）（中学生以下は不要）の「所得・課税証明書」（令和 6 年中の所得金額、課税・非課税の金額を記した市区町村が発行する証明書。所得証明書だけでは不可）の発行を受け、生計状況調査書とともに提出してください。
- ③ 家族が、年金（厚生年金・国民年金・共済年金・障害者年金・遺族年金等）、恩給を受給している場合は、年金振込通知書・支給通知書（最新のもの）又は年金額改定通知書等を添付してください。
- ④ 働ける年齢と思われる者（中学校卒業後～ 60 歳未満。高校・大学等に在学中の者は除く）で無職（無収入）の場合は、「無職・無収入の申立書」を提出してください。
- ⑤ 「児童手当」、「児童扶養手当」、「特別児童扶養手当」を受給している世帯の方は、受給者、受給年月日、手当額が明記された受給を証明する書類（市区町村発行の証明書、通知文書の写し等）を提出してください。

(3) **令和 7 年分源泉徴収票の写し**

- ① 給与所得者のいる世帯はその所得者全員の源泉徴収票を必ず添付してください。
なお、給与の支給形態が日給等であるため源泉徴収票が受けられない所得者については、給与支払証明書を事業主に証明してもらい、提出してください。
- ② 令和 8 年 1 月以降に就職した者（令和 8 年 4 月就職者を含む。）又は就職先を変更した者については、事業主が証明した給与支払（見込）証明書を添付してください。
- ③ 令和 7 年中に就職・転職した者は、令和 7 年分源泉徴収票と給与支払（見込）証明書、年収見込証明書等、現在の収入額が証明できるものを添付してください。
- ※「就職・転職」には、定年退職後、同じ勤務先に再雇用された場合も含めてください。

(4) **令和 7 年分確定申告控えの写し**

給与所得者以外の者は、令和 7 年分の確定申告の控え（一表、二表等全て）の写しを必ず提出してください。電子申告を行った場合は、申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知）を添付してください。

(5) **家庭調書（様式：ホームページよりダウンロード）**

- ① 就 学 者 状 況：「就学者」の本人欄の通学区分は必ず記入してください。
- 「給付奨学金」欄は、本人が給付奨学金を受給する場合に、名称と受給額を記入してください。また「給付奨学金受給状況申立書（様式：ホームページよりダウンロード）」（後記(6)参照）を必ず添付してください。
- ・本人以外の就学者欄には、令和 8 年 4 月 1 日現在の就学者全員を記入し、「国立〇〇大学〇〇学部〇年」、「〇〇県立〇〇高校〇年」、「私立〇〇専門学校〇〇科〇年」等と必ず記入してください。入学手続後、就学者状況が変更になった場合は、「令和 8 年度 入学の手続」冊子 学部 32 ページ④、大学院 25 ページ④の問い合わせ先まで連絡してください。
 - ・高校生（自宅外通学の者）、専門学校生、大学生、大学院生のいる者については、在学証明書又は学生証の写しを添付してください。入学手続時に発行されていない場合は、発行後速やかに提出してください。
 - ・予備校生は就学者には含まれませんが、在学証明書又は学生証の写しを必ず添付してください。
- ② 母子・父子家庭：「母子・父子世帯申立書」及び家族全員の住民票の原本（※「世帯全員」と記載があるもの）を添付してください。
- ③ 生活保護世帯：生活保護決定通知書（受給額が分かるもの）又は支給月額明細書の写し

を添付してください。

- ④ 障がい者のいる世帯：障がい者の氏名、続柄を記入し、「障害者手帳」、「療育手帳」等の写しを添付してください。
- ⑤ 長期療養者のいる世帯：「長期療養者の医療費申立書」に病名、期間及び現状を記入し、過去 1 年間に支払った医療費の一覧集計表（人・月・病院・薬局・入院・外来別）を作成し、領収書又はその写しを添付してください。また、診断書の原本（病名及び治療期間が記入されたもの）を必ず添付してください。（診断書の内容と関連しない領収書等は算定の対象とはなりません。）
申請時に 6 か月以上の長期療養をしている場合又は 6 か月以上の長期療養を必要と認められる場合に限ります。（※現在、治療が終わっている者は除く。）
- ⑥ 主たる家計支持者別居の世帯：「家計支持者の別居に伴う支払申立書」に別居の時期及び別居のために特別に支出している金額（家賃、光熱水料等の年額）等を記入し、領収書等又はその写しを添付してください。
- ⑦ 学資負担者死亡の世帯：死亡が確認できる書類（住民票等）及び退職金・保険金等の支払証明書の写し（支払われていない場合は無支給証明書）を添付してください。（入学前 1 年以内）
- ⑧ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯：災害内容と被災額を記入し、「罹災状況調査書（様式：ホームページよりダウンロード）」（後記(7)参照）を提出してください。（入学前 1 年以内）
- ⑨ 臨時所得：令和 7 年 10 月以降の資産の譲渡や退職金・保険金等の臨時的な所得を記入し、支払証明書等を添付してください。
なお、給与所得者が退職して退職金の支給がない場合は、退職に関する証明書を事業主に証明してもらい、提出してください。
- ⑩ アルバイト所得：学生である本人が恒常的に行っているアルバイトがあれば、令和 7 年分源泉徴収票又は給与支払明細書等を添付してください。ただし、申請時に中止している場合は申告の必要はありません。
今年からアルバイトを始めた者は、給与支払明細書等を添付してください。

(6) **給付奨学金受給状況申立書**（様式：ホームページよりダウンロード）

奨学金の受給の有無に関わらず、提出してください。（令和 8 年 4 月 1 日現在の状況）
なお、給付奨学金を受給している場合（受給することが確定している場合も含む）は、
受給額、受給期間が明記されている決定通知書の写し又は当該奨学団体の証明書を添
付してください。

(7) **罹災状況調査書**（様式：ホームページよりダウンロード）

入学前 1 年以内に火災、風水害等の被害を受けた場合は、被害状況を記入し、市区
町村で証明を受け証拠書類（家屋等補修見積書等）及び保険金・損害賠償金等支払証明
書を添付の上、提出してください。

(8) **無職・無収入の申立書**

自分の所得が 0 円で定職収入がなく、アルバイトもしていない理工学部（夜間主）
の学生は提出してください。

また、働ける年齢と思われる者（中学校卒業～60 歳未満・高校・大学等に在学中の
者は除く。）で、無職（無収入）の家族がいる場合に提出してください。（浪人生・予備
校生もアルバイト等を行っていないければ提出してください。）

総合科学部生、理工学部生、生物資源産業学部生及び創成科学研究科生の提出書類に
ついては、各 1 部です。